Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年 1月31日 四国地方整備局 那賀川河川事務所

平成29年度 河川愛護モニターの公募について

国土交通省では、沿川住民の方々のご協力をいただき、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資する事を目的に河川愛護モニター制度を実施しています。

河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の 方々と河川管理者との連携をより深めるべく、平成29年度の河川愛護 モニターを公募します。

- 1. 応募期間: 平成29年2月1日(水)より平成29年2月28日(火)まで
- 2.応募人員: 那賀川・桑野川・派川那賀川8名(活動範囲毎に1名)
- 3.モニター委嘱期間: 平成29年4月1日より平成30年3月31日まで
- 4.応募資格:

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、河川愛護モニターとしての活動を積極的に実行できる満20歳以上の方(個人)で、希望する活動範囲より、おおむね5km以内に居住する方。

5.応募方法:

応募用紙に必要事項を記載のうえ、送付(郵送又はファックス)又は 直接持参による。

応募要綱・応募用紙は、那賀川河川事務所、阿南市役所・支所に置いています。また、那賀川河川事務所HPに掲載していています。

※那賀川河川事務所HP

(http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/notice/index.html)

6.参考資料:応募要綱・応募用紙

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への『支国』防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

お問い合わせ先:国土交通省 那賀川河川事務所

おかばやし ふくよし

副所長:岡林 福好(内線:205)

とりい さとる

◎管理課長:鳥居 覚(内線:331) TEL:0884-22-6592(管理課直通)

◎主な問い合わせ先

平成29年度 那賀川河川事務所河川愛護モニター応募要綱

国土交通省では、沿川住民の皆様のご協力をいただき、河川整備、河川利用、河川環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及、 啓発と河川の適正な維持管理を行うために河川愛護モニター制度を実施しています。

河川行政において地域との交流がますます重要となる中で、地域の皆様と河川管理者の 連携をより深めるため、平成29年度の河川愛護モニターを以下のように公募いたします。

1 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内で知りえた情報を河川管理者に伝えることを主な 任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ごみ投棄等の不法行為者 等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではあり ません。

活動内容は次のような事項をモニターとして河川管理者に連絡(1ヵ月に1回の定期報告と随時連絡)することです。

- ① 地域住民の方々から河川整備や河川利用に関する要望等を認めた場合
- ② 河川環境が損なわれる、或いは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した場合
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

また、河川管理者とともに地域住民の方々への河川愛護の普及啓発に努めていただきます。

2. 活動範囲

那賀川・桑野川・派川那賀川に関する活動範囲間

河川名	担 当 地 区	範 囲	活動範囲
	1.那賀川町地区	左岸(那賀川河口~イコス堰)	活動範囲1
	2.阿南市下流地区	右岸(那賀川河口~那賀川橋)	活動範囲2
那賀川	3.羽ノ浦町地区	左岸(イコス堰~持井橋)	活動範囲3
	4.阿南市中流地区	右岸(那賀川橋~熊谷川)	活動範囲4
	5.阿南市上流地区	左岸(持井橋〜上流端)及び	活動範囲 5
		右岸(熊谷川~那賀川上流端)	
	6.桑野川·派川那賀川	左岸(派川那賀川河口〜一の堰)	活動範囲6
桑野川及び	左岸地区		
派川那賀川	7.桑野川・派川那賀川	右岸(派川那賀川河口〜一の堰)	活動範囲7
	右岸地区		
	8.桑野川地区	左岸・右岸(一の堰~桑野川上流端)	活動範囲8



3. 応募資格

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、河川愛護モニターとしての活動を積極的に実行できる満20歳以上の方(個人)で、希望する活動範囲より、おおむね5km以内に居住する方。

4. 委嘱方法と任期

河川愛護モニターは那賀川河川事務所長より委嘱します。 任期は平成29年4月1日より平成30年3月31日までの1年間です。

5. 募集人員及び募集期間

各活動範囲毎に1名 平成29年2月1日(水)~平成29年2月28日(火)まで

6. 手 当

月額 2,800円【通信及び交通費を含む】 ※手当については変わる場合があります。

7. 選考方法

- ① 各活動範囲毎に選考を行います。募集人員以上に資格者の応募があった場合は、自 治会等の地域に密着した活動、河川との関わり、意欲、経験等を総合的に勘案して選 考させていただきます。
- ② 選考結果は郵送にて応募者に通知します。

8. 応募方法

応募要綱・応募用紙については、国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所、阿南市役所・支所に置いています。

別紙応募用紙に必要事項を記載のうえ、平成29年2月28日(火)必着で応募先に送付(郵便又はファックス)又は直接持参ください。(締切日後に到着した分は無効とさせていただきます。)

また、応募要綱、応募用紙は那賀川河川事務所ホームページに掲載しております。

・掲載HP:http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/notice/index.html

(記入事項)

- · 氏 名
- 年齢、性別
- 住所、電話番号
- 職 業

(農業、漁業、林業、自営業 ()、会社員 ()、公務員 ()、その他)

- ・ 応募する担当地区及び活動範囲(担当地区 活動範囲(番号))
- ・ 応募する担当地区に行く頻度
- ・ 過去の河川愛護モニターの経験
- 自治会等の地域で活動する団体に所属していれば、その組織名と役職 (○○町内会 会長、市民グループ「○○川をきれいにする会 会員、等)
- ・ 自治会等の地域に密着した活動やこれまでに参加した経験
- ・ 応募理由、河川との関わり等
- * 応募用紙に記載された内容は、河川愛護モニター関係以外には使用しません。

9. 応募先、問い合わせ先

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所 管理課

康託巫□ 0004 00 € 000

住所 〒 774-0011 阿南市領家町室の内390

電 話 番 号 0884-22-6592

FAX番号 0884-22-9795

平成29年度 那賀川河川事務所河川愛護モニター応募用紙

(ふりがな)					
氏 名	- b			性別	男性 ・ 女性
生年月日	平成 昭和 年	月	日	年令	歳
(昼 電話番号	間に連絡可能な携帯番号等	があればご記入く	(ださい)		
職業					
応募する担当地区及び活動範囲 担当地区			活動範囲(番号)		
応募する担当地	也区に行く頻度				
(該当事項を○で囲んで下さい)		ほぼ毎日	1	週に2~3回	週に1回
	<u></u>	に2~3回		月に1回	その他
. 河川愛護モニ	- ター経験	有			無
. 自治会、協議·	会等の地域で活動	する団体にア	所属して	いれば、その組	l織名と役職
組織名:		役甲	職:		
细 <i>绺</i> 夕 ·	役職 :				
組織名:	である。				

7.	河川愛護モニターへの応募理由
_	
_	
_	
8	日頃の河川との関わりについて具体的にお書きください
_	
_	
_	
_	
9. _	那賀川、桑野川、派川那賀川への思いなど、ご自由にお書きください。
_	
_	
_	
_	

※行が不足する場合は、任意の用紙に記載のうえ提出をお願いします。

※お知らせ(個人情報保護について)

当事務所では、個人情報の取扱について、最大限の注意をはらっております。事務所以外の第三者は、ご本人の同意を得ずに個人情報を開示する事はありません。